

The Women's Studies Association of Japan

発行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
FAX 047-370-5051
E-mail toiwase@joseigakkai-jp.org
ウェブサイト
<http://joseigakkai-jp.org/>

学会ニュース

日本女性学会
第151号 2021年2月

目次

次回大会予告.....	1	日本女性学会 2021年度	
個人研究発表・パネル報告・		「少額研究活動支援」対象者募集	3
ワークショップ募集について.....	1	研究会報告.....	4
大会シンポジウム趣旨.....	2	会員の受賞情報.....	6
会員の著書紹介.....	3	会費納入のお願い.....	6
会員の著書紹介募集.....	3		

次回大会予告

オンライン開催 (Zoom)

大会シンポジウム 「ポストフェミニズム」を問う (仮)

開催日程 (予定)

- 1日目 6月19日 (土) 13:00 ~ 16:30
大会シンポジウム 総会
- 2日目 6月20日 (日) 9:30 ~ 15:00 (昼食休憩1時間)
個人研究発表、パネル報告、ワークショップ

※詳細は次号でお知らせします。

個人研究発表・パネル報告・ワークショップ募集について

タイトルと発表の概要 (200字程度・厳守)・発表のカテゴリー (個人研究発表・パネル報告・ワークショップのいずれか) を記載して、3月31日 (水) 24時までに、ニュースレター担当の飯田祐子、牟田和恵までメールでお知らせください。受信トラブルを避けるため、兩名にお送りください。受信の返信がない場合は、再送をお願いします。

飯田祐子 牟田和恵

個人研究発表は、ひとつの分科会で、3~4人の方に発表していただきます。幹事会で発表の組み合わせと進行担当幹事を決めます。

共通するテーマの3件以上の研究発表をパネル報告として応募いただくことも可能です。公平な時間配分と十分な質疑時間の確保に留意いただき、テーマ、時程、司会者を明記ください。

ワークショップは、参加者との共同作業でテーマを発展させていく取り組みで、研究発表とは性格の異なるものです。原則として複数の発表者が分科会全体 (2時間程度) を担当していただきます。

いずれも Zoom での報告になります。詳細は大会実行委員会のほうから報告者にお知らせします。

2021 年度大会シンポジウム趣旨 「ポストフェミニズム」を問う（仮題）

海妻径子・荒木菜穂（コーディネーター）

企画趣旨

本シンポジウムでは「ポストフェミニズム」を、「フェミニズムの基本的価値観（ジェンダー平等）を支持しつつも、それは既に達成されているとみなす、あるいは『女性という固定的集団的アイデンティティにもとづく社会的政治的運動』としてのフェミニズムによってでは、達成できないとみなす、社会現象や主張・ムーブメント」という、大まかな意味で用いる。このように従来「ポストフェミニズム」には、フェミニズムの否定から発展的乗り越えまで、相反する意味が共に込められてきたものの、近年では「その発展的乗り越えの試み自体が、商品化され消費されているのではないか」という、批判的文脈で語られることが増えてきたように思われる。

その一方で、若い世代を中心とした SNS 等を活用するなどの新しいかたちのムーブメント、あるいはトランプに「国に帰れ」と罵られた女性下院議員オカシオ＝コルテスの登場に象徴される、再配分要求と政治行動とフェミニズムの新たな結びつきなど、もはや「ポスト・ポストフェミニズム」と呼ぶべきなのかもしれない、さらに新しい展開が昨今はみられつつある。

これらの「(ポスト) ポストフェミニズム」諸現象をどうとらえるべきなのか、本シンポジウムでは、セクシュ

アリティや経済、思想など、異なる視座からこの現象に迫っている3名のパネリストからの報告をもとに、考えていく。

パネリスト（五十音順）

菊地夏野（名古屋市立大学教員、著書『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベリズム』（大月書店、2019年）

高橋幸（日本女子大学学術研究員・武蔵大学ほか非常勤講師、著書『フェミニズムはもういらない、と彼女は言うけれど——ポストフェミニズムと「女らしさ」のゆくえ』（晃洋書房、2020年）

近本聡子（（財）生協総合研究所研究員、論文「生協は現代の「ワンオペ育児」「ワンオペ生活」を支えているのか——専業主婦がマイノリティとなった現代の生活変動——」『生活協同組合研究』2019年5月号、ほか多数）

*シンポジウムにつきましては、例年プレ・シンポとして公開研究会を行ってきましたが、今回は、コロナ感染防止のため、クローズドで行います。ご了解ください。

会員の著書紹介

- シンシア・エンロー著 佐藤文香監訳『〈家父長制〉は無敵じゃない：日常からさぐるフェミニストの国際政治』岩波書店、2020年
- 水田宗子編『「はぐれもの」の思想と語り 富岡多恵子論集』めるくまー、2021年

会員の著書紹介募集

以下のルールで会員のみなさまの著作を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- ・ 会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・ 1年以内の発行物
- ・ ご本人の申し出があったもの
- ・ 寄贈は条件としない
- ・ 寄贈いただいたもので会員の著作と判明したもの

ニュースレター担当
飯田祐子

日本女性学会 2021 年度 「少額研究活動支援」対象者募集のお知らせ

日本女性学会では、常勤ないし正規雇用契約をもたず、研究財源の確保に困難をかかえている会員の研究活動を支援することを目的に、「少額研究活動支援」を創設しました（2011年度総会承認）。要件に該当する会員を対象に、研究活動支援金を支給します。下記の通り、2021年度の支給対象者を募集します。ささやかな活動ですが、ぜひ活用ください。

記

内 容 対象者の日本女性学会の趣旨に沿った活動に対し、1人あたり3万円の研究活動支援金を支給する

対 象 2021年度4月1日以降に常勤ないし正規雇用契約をもたない会員10名

応募要件

- (1) 前年度までの会費が納入されていること
- (2) 日本女性学会会員の会費区分6,000円の者
- (3) 常勤ないし正規雇用契約下でないこと
- (4) 日本学術振興会特別研究員でないこと

ただし、本研究活動支援金の支給は一人あたり3回までとする

応募方法 日本女性学会ウェブサイトにも備える応募用紙により日本女性学会事務局宛郵送

応募締切 2021年4月20日（火）着分まで

詳細および応募用紙 日本女性学会ウェブサイト「助成」のページ

<http://joseigakkai-jp.org/%e5%8a%a9%e6%88%90/>

はじめに

エッセンシャルワークを担っている人々のなかで、ケア的な仕事に従事している女性の比率は圧倒的に高く、介護サービスや子育て支援、公的施設で相談に従事する相談員等は「市民活動」からスタートして仕事に就いている場合が多い現状である。こうした背景をとらえ、ポストコロナ期におけるエッセンシャルワーカーのあり方をジェンダー視点で探り、あるべき姿を考える研究会（Zoomを活用しオンラインで実施）を2回にわたって開催した。

（1）第1回研究会「エッセンシャルワーカーのあり方——公務非正規問題を足掛かりに」

第1回（2020年11月21日）は、瀬山紀子氏（シンポジウム「女性から考える非正規公務員問題」主催者、共編著『官製ワーキングプアの女性たち』岩波ブックレット／2020年）を講師にむかえ「エッセンシャルワーカーのあり方——公務非正規問題を足掛かりに」をテーマに開催し、公務労働における非正規職員の現状を語っていただいた。『地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査結果』（総務省、2016年）によれば、公務員全体（338万人）のうち5人に1人は非正規公務員（64万人）であり、非正規公務員のうち4人に3人が女性（48万人）であるという実態が判明した。保育士（96.5%）、看護師（97.8%）、給食調理員（97.1%）といったエッセンシャルワーカーは、100%近くが女性である。

そのうえで、「問題の理解をどう広げるか」について、働き手からは、①公務非正規の当事者が声をあげる状況をつくり公務正規も声をあげる、②問題を認識するところからスタート、③非正規の不安定任用・低待遇は、職場を不安定にし、正職員にとってもマイナス—ひいては公共サービス全般にとってマイナス、④非正規問題を狭い意味での非正規当事者の問題に矮小化しない方策が必要という提案がなされた。また、利用者としては、①公務サービスの利用者が声をあげる、②コロナ禍で露呈した公共の脆弱さ—その脆弱さが、市民生活全般の危機に直結する、③その前提として、一人ひとりの人の命、暮らしを大切に考えるという課題の共有がなければならないという提案があった。さらに、「事は急を要する」、「公務領域、なかでもエッセンシャルワークを担う幅広い人々と課題を共有し、守るべき価値は何かを確認しあい、

それを守るために必要な方策を考え合いたい」との呼びかけがあった。

（2）第2回研究会「エッセンシャルワーカーのあり方——法的視点をふまえて」

第2回（2020年12月19日）は、伊藤みどり氏（「ホームヘルパー国家賠償訴訟」原告団）を講師にむかえ「エッセンシャルワーカーのあり方——法的視点をふまえて」をテーマに開催した。まず、介護保険制度の仕組みと介護保険制度の改正と介護労働の劣化が結びついている状態について理解したうえで、「介護保険制度と労働基準法の整合性」を争点として、国家賠償を求める裁判を提訴した目的を語っていただいた。

介護保険は、家族介護ではなく介護労働者という専門職を設け、性別役割分業を解消していこうというビジョンのもとに進められていた制度にもかかわらず、その目的は達成されておらず、①介護保険制度の利用者および介護現場の労働者にとっても、事業者、納税者にとっても破綻につながる事態となっていること、②介護労働者は専門知識を活かすことができず、理想と現実のギャップのなかで「やりがい」をもてないこと、③エンパワメントアプローチにより当事者である高齢者がサービスを自己選択できるという想定であったが既に不可能となっていることが明らかとなった。

人間にとって最も必要な保育・育児・介護というケア労働は、「命をつなぐキーマン」であり、エッセンシャルワークとして位置づけられる。「介護保険制度では、労働基準法が守れない」、「介護保険制度の理念も壊れかけている」といった現状を克服するために、介護保険の基本報酬の値上げと仕組みの改定、そして、かつては公務員労働であった「保育・介護を公務員労働に戻せ」を最大限の要求としている。

裁判の詳細については、「ホームヘルパー国家賠償訴訟」（<https://helper-saiban.net/>）ホームページで確認してほしい。

（3）今後に向けて

コロナ禍の下、感染というリスクを抱えて、常時に必要とされる公共サービスである職種であるにもかかわらず非正規公務員という立場で働くエッセンシャルワーカー、そして、労働基準法との整合性がとれない介護現

場で働くエッセンシャルワーカーの存在が可視化され、ジェンダーの視点をもって議論が深まった研究会となった。社会へ届け、研究会から発信を続けたい。

【会計報告】

講師謝金として、4万円（瀬山紀子さん：2万円、伊藤みどりさん：2万円）を支出した。

研究会報告

2. フラワーデモ神戸オンラインセミナー

「被害者の声を尊重する社会へ—— 刑法性犯罪規定の改正に向けて」

日時：2021年1月10日（日）13：30～16：00

場所：オンライン（ZOOM 使用）

当日参加者 104 名（後日配信希望者 16 名）

性暴力反対運動フラワーデモの開始から1年以上が経過し、性差別的な司法のありように対する怒りの声は、いまや大きなうねりとなって全国に広がっている。だが、フラワーデモの一般参加者、さらには運営に関わる人間にとっても、現行刑法の問題点や改正の論点について深く学び考える機会は、思いのほか限られているのが実情である。そこで、フラワーデモ神戸運営チームでは、日本の刑事司法が抱えるジェンダー・バイアスについて今一度広く共有するため、無料のオンラインセミナーを開催した。

本セミナーでは、フランス刑法およびジェンダー刑法を専門とする島岡まな氏（大阪大学大学院法学研究科教授）を講師にお招きした。島岡氏は、長年にわたり、性犯罪問題におけるジェンダー平等・弱者保護の視点の必要性を強調されており、現在行われている法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」にもヒアリング出席者として参加されている。

セミナーでの講演内容は、おおむね以下の3点であった。第一に、2017年に大幅改正を遂げた現行刑法であるが、いわゆる「暴行・脅迫要件」を依然として残しており、「被害者の抗拒を不能とするほどの強い暴行・脅迫が必要」という判例・学説上の解釈・適用にも変化はない。その背景には、被害女性の性的自己決定権ではなく貞操（男系の家の血統）を保護法益とする旧強姦罪の価値観、そして性交時の暴行を許容する男性側の論理がある。2019年3月に相次いだ4件の性犯罪無罪判決は、こうしたジェンダー差別的な性犯罪規定と、裁判官の経験則にみられるジェンダー・バイアスを明るみに出すものであった。

第二に、一連の無罪判決に示される司法の問題点を解消するには、以下のような解決策が考えられる。① 暴行・脅迫要件の撤廃・緩和。諸外国では、レイプの本質を「暴行・脅迫」の有無とは無関係だとする考え方が大勢であ

り、日本でも不同意性交をすべて強制性交とする改正が必要である。②「過失犯」の立法。現行刑法では強制性交等罪は「故意犯」とされるため、被告人が不注意で「同意がある」と誤信した場合は無罪になってしまう。過失強姦罪を新設したスウェーデンにならって、日本でも過失強制性交等罪を新設すべきである。③ 裁判官（法曹）へのジェンダー教育。法律が改正されても、裁判官が男性ばかりであったり、ジェンダー・バイアスが強かったりすれば、被害者に不利な判決が量産されてしまう。諸外国にならって、日本でも国の責任による裁判官教育が急務である。

第三に、いま残されている法律上の不備や裁判官のジェンダー・バイアスの問題は、日本社会全体のジェンダー不平等の反映である。暴行・脅迫要件の緩和・撤廃を達成した国々はいずれもジェンダー平等先進国であることを考えても、性犯罪問題の真の解決は、社会全体のジェンダー平等推進と人々の意識改革に懸かっているといえる。

本セミナーは、全国各地から104名、後日配信希望者を含めて延べ120名が参加する大規模なイベントとなった。参加者のなかには各地のフラワーデモ主催者も含まれており、性暴力と闘う人々の繋がりを可視化する意味でも、きわめて有意義であったといえる。事前に実施したアンケートでは「初学者として学びたい」といった声もあり、参加者の知識・関心には大きな幅があることが窺えたが、島岡氏の講演は、刑法の専門的知識をもたない人にも実に理解しやすいものであった。特に、自身のフランス留学体験から日本社会のジェンダー不平等に気づいていったという個人的エピソードは大変印象的であり、多くの参加者の共感を呼んだと考えられる。

2021年1月現在、法務省の刑事法検討会の議論は、あまり望ましい方向に進んでおらず、不同意性交罪の創設さえも実現困難な状況だということ。フラワーデモ神戸運

営チームとしては、司法の変革はジェンダー平等社会の実現に向けた小さな積み重ねから始まると信じて、今後も地道に活動を続けていきたいと考えている。

なお、日本女性学会からの研究会助成は、講師謝金、

ZOOM 有料版使用に係る月額料金、広報用チラシ作成に充てさせていただきました。ここに記して感謝申し上げます。

(文責：近藤凜太郎)

会員の受賞情報

鈴木彩加さん（大阪大学招へい研究員）が、著書『女性たちの保守運動——右傾化する日本社会のジェンダー』で第20回大佛次郎論壇賞を受賞されました。おめでとうございます！

会費納入のお願い

- 2020年度の会費が未納の方は、どうぞお早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでに送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。
ゆうちょ銀行 振替口座
口座記号番号 00890-6-31306
加入者名 日本女性学会
- ネットバンキングでも納入できます。
ゆうちょ銀行 支店名：089（ゼロハチキユウ）
預金種目：当座 口座番号：0031306
- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。
 - ・ 400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
 - ・ 400～600万円未満：8,000円
 - ・ 600万円以上：10,000円
- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。
- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っております。重ねてのご協力をお願いいたします。